

厚生労働省発基労 1212 第 1 号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について、貴会の意見を求める。

平成 25 年 12 月 12 日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則様式第二十五号の改正

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主が見易い場所に掲げる  
こととされている労災保険関係成立票（様式第二十五号）の大きさについて、縦二十五センチメートル  
以上、横三十五センチメートル以上に、それぞれ変更するものとする。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとする。